

江戸時代の丹沢御林 山守の活動と山の暮らし

I 丹沢御林と山守の村々

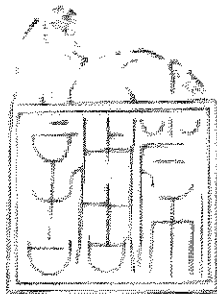
1. 丹沢御林とは

- ・江戸幕府の御用林。愛甲郡の西方に位置。東は七沢村 (厚木市)・煤ヶ谷村・宮ヶ瀬村 (清川村) など、西は足柄上郡、南は大住郡、北は津久井県の山々と接していた。
現在の丹沢山地全体ではなく、塔ヶ岳 (塔の岳) 周辺までの範囲。^{*1}
- ・「丹沢御林 山内^{けんそ} 嶮^{あた} 場広ニ而町歩相知レ不申候」(煤ヶ谷村の村明細帳)^{*2}
- ・「樹種類の豊富なる蓄積量の饒^{じょうた}多なる、他の其の比を見る能はざる所」
(下嶋一学『煤ヶ谷産業史』)^{*3}

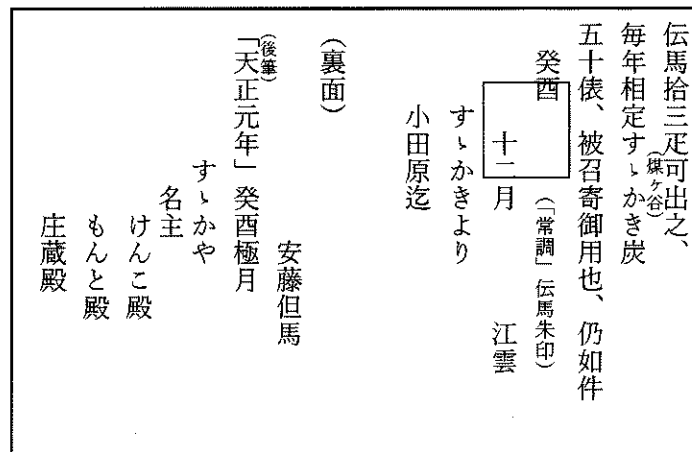
2. 中世の丹沢

○【史料1】天正元年 (1573) 12月 北条氏伝馬手形^{*4}

「江雲」(奉行人安藤但馬) →煤ヶ谷名主3名あて
煤ヶ谷で生産された炭を厚木経由で小田原まで運ぶため、道中の宿に対し伝馬の供出を命じたもの。



「常調」伝馬印
この手形を持つ公用の利用者は、馬1頭、1里1銭の使用料が免除された。



*1『神奈川の林政史』(神奈川県農政部林務課、1984年)。

*2「宝暦6年3月 愛甲郡煤ヶ谷村差出シ銘細帳」(青山孝慈・京子編『相模国村明細帳集成 第二巻』岩田書院、2001年)。なお、幕府御林は通常、面積・樹木の本数まで把握されるが、丹沢御林の場合は山が深くかつ広大なため把握は不可能だった(清川村煤ヶ谷山田明家文書 冊46 宝暦6年<1756>「相模国愛甲郡煤ヶ谷村差出銘細帳」)。

*3清川村煤ヶ谷 下嶋光久家文書。下嶋一学は明治10年(1877)煤ヶ谷村生まれの郷土史家。煤ヶ谷の歴史に関する著作を数多く残した。『煤ヶ谷村産業史』は彼が大正年間に著した。

*4清川村煤ヶ谷 山田明家文書 中世文書1。以下、山田明家文書の史料番号は『神奈川県古文書資料所在目録 第12集』(神奈川県立文化資料館、1989年)による。

- ★中世、丹沢は小田原北条氏の支配下。煤ヶ谷は材木や炭を小田原に供給する役割を担う^{*5}
- ★炭は近世以前から煤ヶ谷の特産品（※江戸時代には幕府に「御台所炭」として上納も）

3. 「丹沢御林」の成立

【史料2】子（寛永元：1624）10月17日「すゝかや山とめ申候事」^{*6}

仍如件
 急度江戸へ御申可被上候、為其
 又ハ御代官衆成共きり取被成候ハ、
 右之用木御法度之事御座候間、
 一杉木 一かやの木 一くりの木
 一つか(樺) 一けやき(樺) 一もみの木(樺)
 すゝかや山とめ申候事
 子十月十七日 田所助二郎^⑩
 新右衛門殿
 庄蔵殿
 作右衛門殿
 門登殿
 まいる

- ・幕府採材奉行田所助次郎→煤ヶ谷村各組名主4名に対して発給された定書^{さだめがき}。（同様の定書、大住郡横野村・菩提村（秦野市）にも発給）
- ・柾（ツガ）・樺（ケヤキ）・縦（モミ）・杉（スギ）・樫（カヤ）・栗（クリ）を御用木に指定、丹沢御林からの伐採を禁じる。
- ・これを以て丹沢御林の成立とみなすのが通説^{*7}
- ・このとき同時に「山守村」を定める→以後、丹沢御林の管理に従事^{*8}

愛甲郡2ヶ村

煤ヶ谷村・宮ヶ瀬村（宮ヶ瀬村は洪水御林^{*9}の管理も兼任）

大住郡2～3ヶ村

近世初期：横野村・菩提村

17世紀半ば～18世紀初め：菩提村・寺山村（秦野市）

18世紀半ば～19世紀半ば：横野村・寺山村

19世紀半ば～：横野村・寺山村・七沢村（厚木市）

⑩丹沢御林は、いったいどのような目的で設定されたのか？→幕府の公共事業用材確保
cf.御林の起源についての逸話：『武徳編年集成』^{*10}（徳川家康の一代記）

4. 山守村のつとめ

【史料3】寛文9年（1669）1月15日「手形之事」^{*11} 煤ヶ谷村小前百姓→名主・村役人宛

*5『神奈川の林政史』（神奈川県農政部林務課、1984年）、『清川村史 資料編』（清川村、2016年）。

*6 清川村煤ヶ谷 山田明家文書 状 山林・炭3。

*7『神奈川の林政史』（神奈川県農政部林務課、1984年）ほか。

*8 山守村の一覧と変遷について詳しくは『清川村史 通史編』（清川村、2018年）p.203「表7 丹沢御林山守村の変遷」を参照のこと。

*9 丹沢御林の北部、宮ヶ瀬村と接している部分は「洪水御林」と称された。丹沢御林と同様、樹木の本数や面積の確定はなされなかった（清川村宮ヶ瀬 山本捷雄家文書 冊村況4 天明8年<1788>「村差出」）。

*10『武徳編年集成上巻』（名著出版、1976年）p.463 天正18年（1590）7月29日条。

*11清川村煤ヶ谷 山田明家文書 状 山林・炭53。

手形之事

一丹沢山御林之義、年々手形入置申候通りきんとうニ相守候へ由、毎月御申付ケ被成候、何れも得其意候、跡々も随分中間吟味仕、無恙相守候、弥自今以後之義ハ山廻より外ニ誰ニ而も御林へ一切入申間鋪候、自然御林山内へ忍入、かれゑだなり共取申候者御座候ハ、御公儀様へ被仰上、当人并其五人組共ニ如何様之曲事ニ被仰付候共、少も御恨ニ存間敷候、かやうニ名細ニ御吟味被成御申付ケ候上、御林ニ付無作法之義仕出し候共、貴殿へ御難儀掛ケ申間敷候、為後日連判仍而如件

寛文九年
西ノ正月十五日
名主
年寄中
(差出人、小前百姓73名略)

①「年々手形入置申候」：毎年、村役人から幕府代官宛に、「御林の山守を間違いないとつとめる」旨の手形提出→惣百姓から名主・村役人宛の署名・連判を徴収
※「我々は丹沢御林の山守村である」意識の浸透・徹底

- ②「毎月御申付ケ被成候」：毎月6人ずつ「山廻り人足」を丹沢御林に派遣。村中の惣百姓が「家別」に（一家に一人ずつ）人足を供出する決まり^{*12}
- ③「山廻り外ニ誰ニ而も御林へ一切入申間鋪候」：山守以外の者の御林立入り厳禁。
- ④「かれゑだなり共取申候者御座候ハ、…」：立ち木の伐採はもとより、枯れ枝・朽ち木、下草・落ち葉の類に至るまで幕府の許可なく採取できない。山守村も同様。
cf.【史料2】「御代官衆成共きり取被成候ハ、急度江戸へ御申可被上候」
- ⑤「如何様之曲事ニ被仰付候共…」：御林の木を盗伐した場合、死罪もしくは獄門が原則^{*13}
- ★山守村の責務：毎月丹沢御林内を巡回。御林が荒らされることのないよう厳重に警備し、万一山火事等の異状や盗伐等を発見した場合には代官へ早急に通報する

5. 御用材の用途

☆近世初期と幕末期、御用材伐出し
 <近世初期> ※公共事業用 中原御殿・浅草御蔵（幕府米蔵）など幕府の重要施設普請、橋梁建築用材
 <幕末期> ※軍事用 江戸城本丸御殿再建用材・軍艦建造用材

和暦	西暦	事項
慶長～元和年間		中原御殿修復用材
元和6年	1620	幕府浅草御蔵用材
寛永元年	1624	江戸花水橋用材
正保4年	1647	平塚花水橋用材
安政7年	1860	江戸城本丸普請用材
文久2年	1862	御船用材
慶応3年	1867	御船用材

6. 丹沢御林のその後

・明治維新後、帝室御用林→戦後は国有林に

*12「文政六年三月 愛甲郡煤ヶ谷村村入用諸色夫錢帳」（注2 前掲書所収）。

*13『地方凡例録 上巻』（近藤出版社、1969年）。『地方凡例録』は近世の代表的な地方書（農村支配のための解説書）で、高崎藩郡奉行大石久敬^{ひさたか}著。寛政6年（1794）刊。

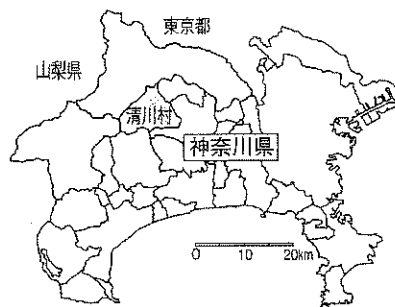
Ⅱ 丹沢の村の暮らし—現・清川村域、主に煤ヶ谷の事例から

1. さまざまな生業（「農間余業」）

- ★近世村落…農業（米）生産が基本（建前）、それ以外の生業（諸稼ぎ）＝「農間余業」
but,米がとれない、諸稼ぎのほうが収入になるetc.さまざまな理由で農間余業が盛ん／
生活を補う程度のものから、特産物化するレベルまで、形態は様々

☆相模国愛甲郡煤ヶ谷村について

- ・現在の神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷。
- ・村高：644石8斗7合（明和3年<1766>～）…あくまでも村の規模を便宜上、米の生産力に置き換えたもの／村の面積の9割以上は山林、残りも畑がほとんど→山間部ならではの生業が発達
- ・領主：幕領→文化9年（1812）～旗本領（小浜氏）
- ・人口…男888人・女805人（元禄9年<1696>）
- ・「丹沢御林」（幕府御用林）＋百姓の入会山etc.約9割を山林が占める／集落は村の東南部を流れる小鮎川＋支流に集中／小鮎川に並行し街道（津久井伊勢原道）が南北を通る
- ・昭和31年（1956）、宮ヶ瀬村と合併して清川村となる



2. 炭焼き

- ・木炭＝昭和中期まで主要燃料として各地で利用／煤ヶ谷村の基幹産業・特産物（中世～昭和30年頃まで）。品質の高い炭（「すいかき炭」）として知られ、中世には小田原北条氏の、近世には幕府の御用炭として納入
- ・炭焼き：男性、炭俵拵え：女性→近隣市場（伊勢原・厚木等）へ運び、売って現金化
- ・山火事発生リスク大→強風時の炭焼き禁止、延焼時の弁償方法etc.詳細に規定

3. 鮎漁^{*14}

- ・幕府に鮎（「御菜鮎」）上納／毎夏、塩漬けの鮎（「塩鮎」）200尾ずつ上納
but,元禄地震（元禄16年<1703>11月）以降は銭で納める

※負担であると同時に、幕府への上納実績を盾に河川流域の鮎漁を独占できるメリットも

4. 獵師

- ・cf.近世村落には「農具としての鉄砲」（在村鉄砲・威鉄砲）が広範に存在（農作物を荒らす鳥獣を音で追い払う目的）^{*15}
but,煤ヶ谷村の場合、渡世（職業）としての獵師…獵師鉄砲

*14 飯田孝「相模川の鮎漁」（『多摩のあゆみ』110、たましん歴史・文化財団、2003年）。

*15 塚本学「農具としての鉄砲」（同『生類をめぐる政治 元禄のフォークロア』平凡社選書80、平凡社、1983年）、武井弘一『鉄砲を手放さなかった百姓たち 刀狩りから幕末まで』（朝日選書868、朝日新聞出版、2010年）。

- ・幕府から42挺の獵師鉄砲所持が許可され、同数の獵師が存在
 - ・猪、鹿、猿、雉、山鳥などを捕獲→仲買商人によって江戸へ→麴町・四ツ谷（東京都千代田区）辺で販売^{*16}
- ※表向き獣肉（「四つ脚」）食は忌避の対象 but, 「薬喰い」、専門の飲食店も存在（「ももんじ屋」）

5. 養蚕

- ・関東各地で農家の副業として養蚕が普及（近世相模国：神奈川県西部では、とくに愛甲郡・津久井県など山間部を中心に、各地で養蚕が行われていた）
- ・安政6年(1859) 6月：横浜開港後、養蚕・製糸・機織が一層盛んに（海外輸出用+国内消費用）、近隣地域+県西部+横浜まで商売エリア拡大

6. 石工（石材加工業）

- ・「煤ヶ谷石工」と呼ばれ、石材は七沢石（厚木市七沢から切り出された石材）など、近隣で産出されたものを使用
- ・彼らの手による石造物が相模国中央部（清川村、厚木市、伊勢原市、秦野市、相模原市、愛川町）+武蔵国多摩地域（東京都八王子市、多摩市、町田市）にも現存^{*17}

Ⅲ 人の流動性と技術の伝播

1. 人の流出入

- ・炭焼き…宝永2年（1705）、伊豆国田方郡大見村（静岡県伊豆市）の商人が炭焼き商売を始めるに際し、煤ヶ谷村の百姓25名を「御用炭焼出シかうしや」（優れた炭焼き技術の持ち主）として破格の条件で雇用^{*18} ←遠方まで「煤ヶ谷炭」の質が知れ渡る
- ・獵師…貞享3年（1686）3月：相州三浦郡三崎領（神奈川県三浦市）の村々から、大量発生した猪駆除のため煤ヶ谷村から獵師2名を派遣してほしいと依頼^{*19} /天和3年（1683）4月：武州本牧金沢領（神奈川県横浜市）村々からの依頼により、猪鹿駆除のため獵師を50日間派遣^{*20} ←炭焼き技術と同様、獵師の腕前が広範囲に知れ渡る
- ・石工…石材加工技術を信州高遠（長野県伊那市）の石工が煤ヶ谷に来て教え、普及し

*16 清川村煤ヶ谷 山田明家文書 状 支配70。

*17 『清川村史だより No.2』（清川村教育委員会事務局 2015年）「知られざる煤ヶ谷の石工たち」。

*18 『清川村史 通史編』（清川村、2018年）pp.150-152 「宝永二年二月 煤ヶ谷村訳賞伊豆国大見村炭焼人足雇用手形」。

*19 『清川村史 通史編』（清川村、2018年）pp.142-143 「貞享三年三月 煤ヶ谷村漁師猪撃につき三浦郡三崎領村々連判覚」。

*20 清川村煤ヶ谷 山田明家文書 状 支配6 「(猪鹿作毛荒シニ付鉄砲預り証文)」。

たと言い伝え^{*21} / 他所から出稼ぎで煤ヶ谷に来て、技術を学ぶ者も^{*22}

2. 商工業

- ・小売商の存在→需要があるからこそ商売が成り立つ
- ・文化3年(1806)村明細帳^{*23}…職人(19人)、商人(5人)、大工(5人)、木挽^{こびき}(10人)、桶屋(4人)、酒・豆腐・醤油小売(1人)、酒・油小売(1人)、酒・醤油・酢小売(1人)、酒・豆腐・草履小売(1人)
- ・造り酒屋もあった？

★山の村 = 「閉鎖的・過疎」イメージ、(少なくとも近世については) 再考を要する



丹沢札掛付近の風景 (昭和40年頃)

神奈川県広報課撮影写真 (神奈川県立公文書館蔵 資料ID4199407092)

*21松村雄介『相模の石仏—近世庶民信仰の幻想—』(木耳社、1981年)ほか。

*22文政13年(1830)3月「差出申一札之事」(神奈川県立公文書館寄託 相模国愛甲郡田代村大矢家文書)。

*23 青山孝慈・青山京子編『相模国村明細帳集成 第二巻』(岩田書院、2001年) pp.425～429。「村明細帳」とは、村が領主に提出した帳簿で、村高・反別・年貢高・人口・牛馬数など村の基本情報を記したもの。(今でいう「村勢要覧」)

馮ス(廿九日) 神君小田原ヲ發セラル甲相ノ境三
 増峠承祿ノ戦場ヲ遙ニ 御覽有テ此山森ミタラズ
 嶺山故信玄備ヲ疊ンテ押通り輒ク北條勢ヲ討破ル
 所也此山敵國ノ境ナレバ北條兼テ油断スベカラザ
 凡所彼家武備麤畧ニメ年来林ト成シ置ル故改軍
 ニ及ベリ雜木植込置ニ於テハ敵備ヲ設ル中輒カラ
 ズ氏直ガ利運タルベキ也自今此山ニ木ヲ植テ森ミ
 ト成ベキ旨安藤彦兵衛直次・彦坂小刑部光正・小栗忠
 左衛門久次ニ 命ゼラレ路次悠々ト放鷹ノ興ヲ遂
 玉フ

○廿九日 神君小田原ヲ發セラル、甲相ノ境三
 増峠永祿ノ戦場ヲ遙ニ 御覽有テ、此山森々タラズ、
 嶺山故信玄備ヲ疊ンテ押通り、輒ク北條勢ヲ討破ル
 所也、此山敵國ノ境ナレバ、北條兼テ油断スベカラザ
 ル所、彼家武備麤略ニシテ、年来林ト成シ置ザル故敗軍
 ニ及ベリ、雜木植込置ニ於テハ敵備ヲ設ル事輒カラ
 ズ、氏直ガ利運タルベキ也、自今此山ニ木ヲ植テ森々
 ト成ベキ旨安藤彦兵衛直次・彦坂小刑部光正・小栗忠
 左衛門久次ニ 命ゼラレ、路次悠々ト放鷹ノ興ヲ遂
 玉フ



右は廻国供養塔、左は地蔵像のある石塔

信州高遠(長野県伊那市)の石工の作。*高遠の石工が煤ヶ谷に技術を伝授
 (『清川村史 資料編』(清川村、2016年) p.192

